

令和5年度

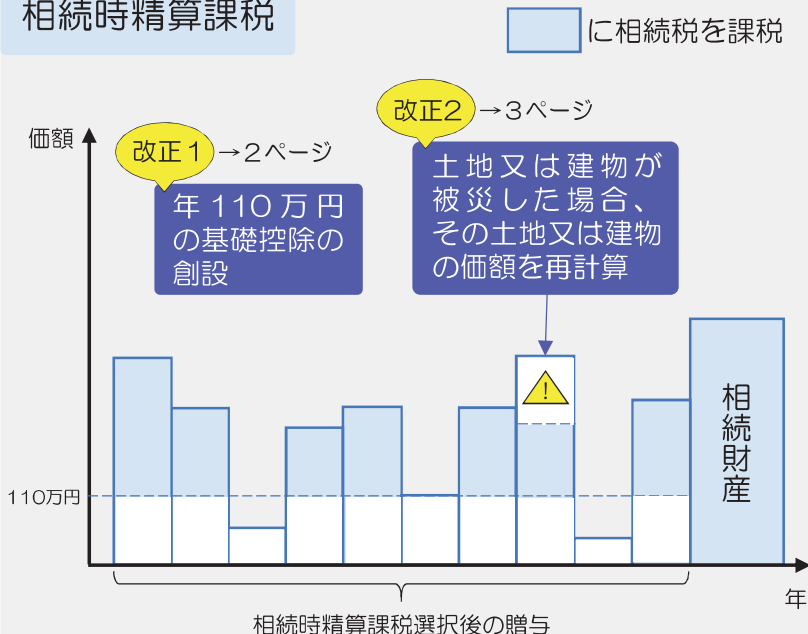
令和6年1月1日施行

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

令和5年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。主な改正の内容は次のとおりです。

概要

相続時精算課税



贈与税

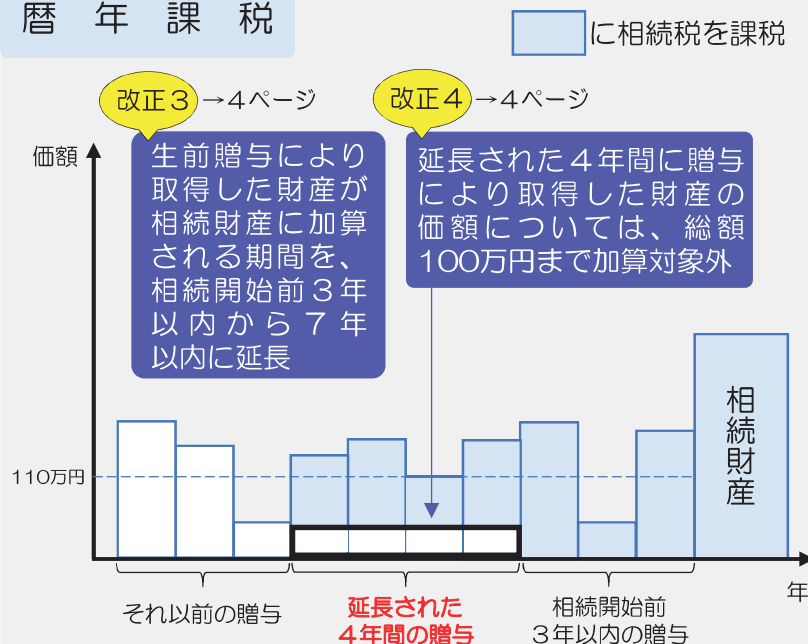
相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円（注））を控除**し、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

（注） 2ページの※3をご覧ください。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額（**改正2の適用がある場合には、改正2の再計算後の価額**）から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。
ただし、**延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。**

令和5年6月



税務署

この社会あなたの税がいきている

相続時精算課税を選択（※1）した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者（※2）から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額110万円**（※3）が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

※1 相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。

なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。

3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で分します。

（注） 相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。

改正後のイメージ

《計算例》 相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
（法定相続人：配偶者1人、子2人）

【贈与時（贈与税）】		【相続時（相続税）】	【合計納税額】
贈与額 3,300万円	基礎控除後の課税価格 3,190万円	相続財産 1,500万円	0円
3,190万円 【改正後】 基礎控除：110万円	20%課税 特別控除 2,500万円	4,690万円 < 4,800万円 （相続税の基礎控除） 【改正後】 基礎控除後の課税価格 3,190万円	
納付税額 138万円		・納付税額0円 ・贈与時の納付税額 138万円は還付	
【参考】 暦年課税 の場合	納付税額：1,180万円 （特例税率による算出額）	納付税額：0円	1,180万円

相続時精算課税の改正に関するQ & A

問1 相続時精算課税を選択するためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税を選択する場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、贈与税の申告書を提出する必要がある場合は、この届出書を申告書に添付して提出することになります。また、贈与税の申告書を提出する必要がない場合は、この届出書を単独で提出することになります。

問2 私は相続時精算課税を選択しており、令和6年中に特定贈与者である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額（110万円）以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

答2 令和6年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下ですので、令和6年分の贈与税の申告は必要ありません。

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、**令和6年1月1日以後**に災害（※1）によって**一定の被害**（※2）を受けた場合（その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限りです。）には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時の価額から、その**災害による被災価額を控除した残額**とすることができます。

※1 災害とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

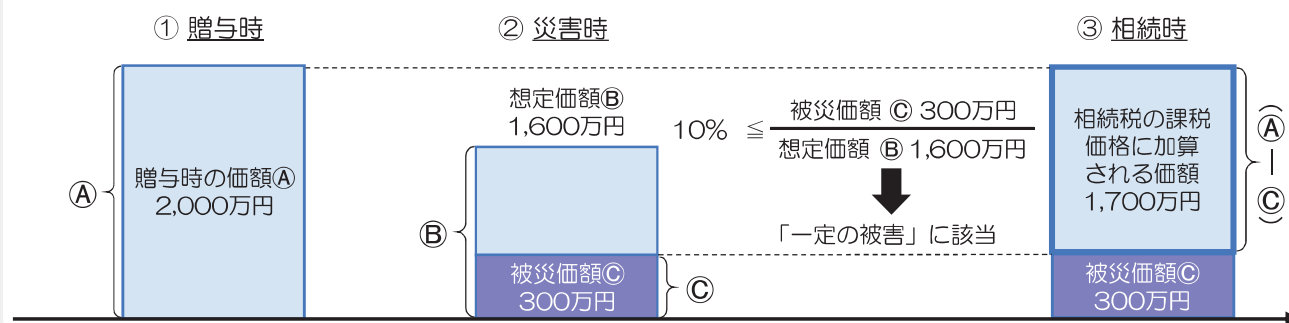
2 一定の被害とは、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額（注1）のうちに、その土地又は建物の被災価額（注2）の占める割合が10%以上となる被害をいいます。

（注1） 想定価額とは、その建物の災害発生日における一定の算式により求めた価額をいいます。

（注2） 被災価額とは、被害額から保険金などにより補填される金額を差し引いた金額をいい、その土地の贈与時の価額又はその建物の想定価額を限度とします。

特 例 の 計 算 イ メ ー ジ

（例）特定贈与者から贈与により取得した**建物**が被災した場合



特 例 に 関 す る Q & A

問1 この特例の適用を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

答1 相続時精算課税適用者が、この特例の適用を受けるためには、原則として、その災害発生日から3年を経過する日までに、災害による被害額や保険金などにより補填される金額などの事項を記載した申請書に「り災証明書」など一定の書類を添付して、その相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

なお、相続時精算課税適用者が上記の承認を受けた後に、保険金の支払を受けたことなどにより被災価額に異動が生ずる場合には、遅滞なく、異動が生ずる事由等を記載した届出書等を所轄税務署長に提出しなければなりません。

問2 この特例と、災害に関する他の措置との関係について教えてください。

答2 相続時精算課税適用者が、被害を受けた土地又は建物について、災害減免法（※）により贈与税の軽減等の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、この特例は適用できません。災害減免法については、国税庁ホームページに情報を掲載しております。

※ 災害減免法とは、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」をいいます。



⇒ 詳しくはこちら

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前**7年以内**（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から**100万円を控除した残額**）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問 夫は、令和10年4月1日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和5年4月1日	② 令和6年3月10日	③ 令和7年3月15日	④ 令和7年5月20日	⑤ 令和8年5月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答 お尋ねの場合、相続開始日が令和10年4月1日のため、加算対象期間は令和6年1月1日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前3年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前3年以内の贈与以外の贈与財産〕

〔相続開始前3年以内の贈与財産〕

長男：〔（②200万円＋③100万円）－100万円〕＋〔④100万円＋⑤200万円〕＝500万円

長女：〔（②150万円＋③300万円）－100万円〕＋〔④200万円＋⑤200万円〕＝750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和5年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

○ このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。

○ 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、タックスアンサー（よくある税の質問）など、相続税や贈与税の情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。



国
税
庁
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ

税理士の皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント1 添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ(PDF形式)で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

1 添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、**添付書類の削減**を行いました。

詳しくは、「[イメージデータで提出可能な添付書類](#)」をご確認ください。

【掲載場所】e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【添付書類】

2 イメージデータ送信容量の拡大：1回当たりの送信容量を8MBから**14MBに拡大**しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を追加で送信する方法(10回送信まで)
光ディスク等で提出	●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ(PDF形式)で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。 【掲載場所】e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告



【留意事項】

(注) PDF ファイルは、

- ①解像度 200dpi 相当以上
 - ②赤色・緑色・青色が 256 階調(24 ビットカラー)以上
 - ③目視により内容が確認可能
 - ④パスワード設定なし
- となるように作成してください。

送信直前まで申告内容の差替え・訂正が可能♪



ポイント2 データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。

書類の郵送等を省略できるため、コスト削減(紙代・郵送料・交通費など)につながります。

ポイント3

財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の

①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類が不要です。

（注）利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Taxのマイページなどから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係



【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が
分かる

取得済の利用者識別番号を
使用してください。

利用者識別番号が分からない
（取得しているか不明）

利用者識別番号を
取得していない

「**変更等届出書**」をe-Taxで送信※（税理士等による代理送信も可能）

最新情報

◆変更等届出書の参考事項欄に、「**相続税申告の委任有**」及び「**税理士への連絡希望**」と入力していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、「**税理士等**」欄に記載の電話番号に**利用者識別番号を連絡**します。

（注）e-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限り（書面又は「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。

「**開始届出書**」をe-Taxで
送信※

（税理士等による代理送信も可能）

利用者識別番号が
【有】の場合

既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。

利用者識別番号が【無】
又は
【廃止】されている場合

利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」をe-Taxで代理送信してください。

利用者識別番号を
オンラインで即時発行

既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまでe-Taxで申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するQ & Aを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】 国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



【代理送信 Q&A】



国税庁 法人番号 7000012050002

令和5年6月

相続税申告書の 代理送信等に関するQ&A

令和5年6月

国税庁資産課税課

目 次

1	対象年分（令和5年6月30日更新）	1
2	修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否（令和5年6月30日更新）	1
3	申告書の提出先	1
4	e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等（令和5年6月30日更新）	2
5	e-Taxに対応していない申告書の提出方法（令和3年10月1日更新・追加）	5
6	各帳票の単独送信の可否（令和3年10月1日更新）	6
7	財産取得者が法人の場合	6
8	開始届出書の提出先	7
9	利用者識別番号の取得（令和5年6月30日更新）	7
10	申告書の作成方法	9
11	申告書の送信（令和5年6月30日更新）	10
12	受信通知（令和5年6月30日更新）	12
13	イメージデータ送信の対象となる添付書類（令和3年10月1日更新）	12
14	イメージデータの送信方式	13
15	イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量（令和5年6月30日更新）	13
16	光ディスク等による添付書類の提出（令和5年6月30日更新）	14
17	添付書類の提出省略	15
18	マイナンバーの記載等（令和3年10月1日更新）	15

《対象年分》（令和5年6月30日更新）

問1 相続税の申告書のe-Taxによる提出（送信）は、何年分の申告から対象となりますか。

【答】

相続税の申告書は、令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

《修正申告書のe-Taxによる提出（送信）の可否》（令和5年6月30日更新）

問2 相続税の修正申告書をe-Taxにより提出（送信）することはできますか。

【答】

相続税の修正申告書は、問1と同様に令和元年分の申告（2019年1月1日以降に相続等により財産を取得した人の申告）からe-Taxの対象となります。

なお、令和4年度税制改正による国税通則法の改正により、令和5年1月1日以後の相続開始年月日に係る申告については、申告前の課税標準等の記載を要しないこととされ、それに伴い修正申告に必要となる項目・様式を当初申告書様式に追加し、修正申告書の様式が廃止となります。

（注）令和4年12月31日以前の相続開始年月日に係る修正申告を行う場合は、引き続き、各年分に対応する修正申告様式を使用し、申告を行ってください。

《申告書の提出先》

問3 相続税の申告書の提出（送信）は、どの税務署に行うのですか。

【答】

相続税の申告書の提出（送信）先は、書面で提出する場合と同様に、被相続人の死亡の時ににおける住所地を管轄する税務署となります。

《e-Taxにより提出（送信）可能な申告書等》（令和5年6月30日更新）

問4 e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書には、どのようなものがありますか。

【答】

e-Taxにより提出（送信）可能な相続税の申告書は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧①（令和5年6月現在）

手続	帳 票 名	
相 続 税 申 告	第1表	相続税の申告書
	第1表(続)	相続税の申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
	第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
	第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第15表	相続財産の種類別価額表
	第15表(続)	相続財産の種類別価額表(続)

手続	帳 票 名	
相 続 税 修 正 申 告	第1表	相続税の修正申告書
	第1表(続)	相続税の修正申告書(続)
	第1表の付表2	還付される税額の受取場所
	第2表	相続税の総額の計算書
	第4表	相続税額の加算金額の計算書
	第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表
	第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
	第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
	第5表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)
	第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
	第7表	相次相続控除額の計算書
	第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
	第9表	生命保険金などの明細書
	第10表	退職手当金などの明細書
	第11表	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)
	第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
	第11・11の2表の付表1(修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細
	第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
	第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
	第13表	債務及び葬式費用の明細書
	第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
	第15表(修正申告用)	相続財産の種類別価額表

(注) 令和5年1月1日以後の相続開始年月日に係る申告については、「相続税修正申告」の様式は廃止となり、「相続税申告」の様式を使用します。

なお、令和4年12月31日以前の相続開始年月日に係る修正申告を行う場合は、引き続き、各年分に対応する修正申告様式を使用して申告を行ってください。

(参考1)

相続税の申告書とともに提出（送信）が可能な手続帳票は、以下のとおりです。

○ 手続帳票一覧②（令和5年3月現在）

手続	帳 票 名
相続税申告	相続税の申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

手続	帳 票 名
相続税修正申告	相続税の修正申告書等送信票(兼送付書)
	税務代理権限証書
	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面

(参考2)

e-Taxで提出（送信）が可能な相続税の申請・届出等の手続帳票として、「相続税の更正の請求書」、「納税管理人届出書」及び「納税管理人解任届出書」があります。

《e-Taxに対応していない申告書の提出方法》（令和3年10月1日更新）

問5-1 納税猶予等の特例の適用を受ける場合など、e-Taxに対応していない申告書（申告書第3表など）の提出が必要なときは、電子申告をすることができますか。

【答】

e-Taxに対応していない申告書（申告書第3表など）の提出が必要な場合であっても、電子申告を行うことは可能です。

この場合、e-Taxに対応していない申告書は、申告・申請等データの送信時にイメージデータ（PDF形式）にして、他の添付書類とともに送信することが可能です（問14参照）。ただし、申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」を除きます（問5-2参照）。

なお、イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）が可能な申告書様式の詳細については、e-Taxホームページを御確認ください。

（注）イメージデータ（PDF形式）で提出（送信）する申告書は、添付書類の先頭にして送信いただきますよう、御協力をお願いします。

（掲載場所）

ホーム > 税理士及び税理士法人等の方 > 添付書類のイメージデータによる提出について > 対象となる添付書類 > イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagdata/shinkoku08.pdf>

（参考）

「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」は、以下のとおりe-Taxのメッセージボックス内に格納されている受信通知からダウンロードすることができます。

※ メッセージボックスの閲覧については、セキュリティ対策の観点から、原則として電子証明書が必要になります。

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、添付、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

送信先	税理士
利用希望番号	XXXXXXXXXX
氏名又は名称	国税 次郎
受付番号	XXXXXXXXXX
受付日時	XXXX/XX/XX
種別	相続税
和暦開始年月日	平成31年04月01日
税務課人の氏名	国税 次郎
納付区分番号	XXXXXXXXXX
送付される税額	500,000円

備考
EJ04272:ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

送信されたデータは、「ダウンロード（XML形式）」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

送付書

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

[送付書画面へ](#)

納付区分番号通知

ダイレクト納付、A T Mやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、以下のボタンより「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

[納付区分番号通知へ](#)

電子申請等証明書交付請求

申請データの提出先税務職員に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申請データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請データ」の「電子申請」ボタンからは、申請内容の「ダウンロード（XML形式）」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

[交付請求画面へ](#)

[送信された申請等データの内容](#)

国際電子申告・納税システム（e-Tax）の活用についてアンケートを実施しています。
よろしければご協力ください。

[アンケートのお願い](#)

[閉じる](#)

(令和3年10月1日追加)

問5-2 相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の提出が必要なときは、電子申告をすることはできないのですか。

【答】

相続税の申告書第1表の付表1「納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）」の様式はe-Taxに対応しておらず、また、納税義務を承継した者の利用者識別番号を入力することができないため、電子申告を行うことはできません。

このため、納税義務を承継した者に係る申告については、別途書面で提出していただくことになります。

(注) 申告書第1表の付表1は、イメージデータ（PDF形式）で提出しないようお願いします。

《各帳票の単独送信の可否》（令和3年10月1日更新）

問6 申告書等（XML形式）の一部に送信漏れがあったため、再度送信したいのですが、送信漏れの申告書等を単独で送信することはできますか。

【答】

送信漏れとなった申告書（XML形式）の一部を単独で送信することはできません。

申告書の一部について送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

なお、税務代理権限証書については、単独で送信することができます。

一方、税理士法第33条の2第1項又は第2項に規定する添付書面については、単独で送信することはできませんので、当該書面が送信漏れとなった場合は、既に送信した申告書も含め、申告書一式を再送信してください。

(注) e-Taxに対応していない申告書（PDF形式）は、問14《イメージデータの送信方式》と同様の取扱いとなります。

《財産取得者が法人の場合》

問7 財産取得者が一般社団法人等の場合、e-Taxにより申告を行うことができますか。

【答】

財産取得者が一般社団法人等の場合や、人格のない社団又は財団（相続税法第66条第1項）の場合においても、e-Taxにより申告を行うことができます。

《開始届出書の提出先》

問8 新たにe-Taxを利用するために必要な「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出は、どの税務署に行うのですか。

【答】

「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、財産取得者の住所地を管轄する税務署に提出してください。

なお、財産取得者が所得税について事業所等の所在地を納税地としている場合には、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」は、事業所等の所在地（所得税の納税地）を管轄する税務署に提出してください。

（参考）

即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」を以下の方法でオンライン提出してください。

① 国税庁が提供するe-Taxソフト又は国税庁の仕様公開に基づいて作成された会計ソフトで作成・送信

送信が完了すると、「利用者識別番号等の通知」が、税理士等及び関与先の納税者のメッセージボックスに格納されます。

② 国税庁が提供する「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」から作成・送信
送信が完了すると、送信者である税理士等の端末（パソコン）に「利用者識別番号等の通知」画面が表示されます。

なお、「利用者識別番号等の通知」は、関与先の納税者のメッセージボックスには格納されますが、税理士等のメッセージボックスには格納されません。

《利用者識別番号の取得》（令和5年6月30日更新）

問9 所得税や贈与税などの申告をe-Taxにより行うために、既に利用者識別番号を取得している場合、相続税申告のe-Taxのために、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要がありますか。

【答】

既に利用者識別番号を取得している方については、その利用者識別番号を用いて相続税の申告をe-Taxにより行うことができますので、改めて「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出して利用者識別番号を取得する必要はありません。

なお、誤って利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合は、最後に取得した利用者識別番号が有効となり、古い利用者識別番号に係るメッセージボックスが確認できなくなりますので、御注意ください。

（参考）

利用者識別番号が分からない場合は、①過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵送物など、②確定申告書等作成コーナーの保存データ（.data）がある場合はデータを読み込み、その入力内容、③e-Taxのマイページ、④e-Taxソフトを利用している場合はメッセージボックスの確認を行った際に表示される「受付システムログイン用暗証番号入力」画面などから、

利用者識別番号を確認することができます。

(利用者識別番号を確認することができない場合)

利用者識別番号を確認することができない場合は、変更等届出書を管轄の税務署に提出してください。

利用者識別番号がある場合は、既に取得している利用者識別番号と仮の暗証番号が税務署から納税者本人に郵送されます。

利用者識別番号がない場合は、その旨を税務署から電話によりお伝えしますので、即時発行を希望される場合は「電子申告・納税等開始届出書」をオンラインで提出してください(問8の【答】のとおり)。

なお、変更等届出書の「参考事項」欄に、「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力の上、当該変更等届出書をe-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信することで、税務署又は業務センターから変更等届出書の「税理士等」欄に入力のある電話番号に納税者の利用者識別番号を連絡します。

おって、本対応は、税理士の電子署名があることを前提とするため、書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出した場合は対象外となることに御留意ください。

◆ 変更等届出書における税理士への連絡希望等の入力について

現在は、暗証番号等の再発行にチェックの上、変更等届出書を提出した場合、利用者識別番号と仮暗証番号を相続人宛てに郵送により通知しています。

上記運用を継続するほか、届出書を代理送信する税理士が、「参考事項」欄に「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力することにより、「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号のみを連絡します。

なお、本対応は、届出書の送信に当たって、税理士の電子署名があることを前提としているため、**e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等)を使用して送信する場合に限り**ます。

※書面又は「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」により提出された場合は、本対応の対象外となります。

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

3/01/0

税務署受付印

令和 年 月 日

納税地 (〒 -)

住所又は居所 (法人の場合) (電話番号: - -)

本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号: - -)

フリガナ (法人の場合) 法人等の名称 フリガナ

氏名 (法人の場合) 代表者氏名 (〒 -)

代表者住所 (電話番号: - -)

フリガナ

本店又は主たる事務所の住所

法人番号

税務署長殿

人生年月日 年 月 日

国税徴収法令に係る情報通信技術を活用した徴収の推進等に関する省令第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

届出の内容

国 税 局 申告・納税等手続

☐ 暗証番号等の再発行 ☐ 税務代理による利用の開始

☐ 税務代理による利用の取りやめ ☐ 電子届出書の更新等

☐ 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ ☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の開始

☐ 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法(ID・パスワード方式)の利用の取りやめ (注) 変更する場合は併せて入力してください。

参考事項

税理士等 (電話番号: - -)

管理番号

入力年月日 年 月 日

税 務 署 印

通 知 年 月 日

送 信 日 付 年 月 日 (郵便)

利用者識別番号

個人 源泉・贈与・遺・資産・資料

法人 局 ()

《申告書の作成方法》

問10ー1 申告書はどのようにして作成・送信するのですか。

【答】

e-Taxソフト^{※1}又は民間の税務会計ソフトにより相続税の申告書を作成・送信してください。

なお、e-Taxソフト（WEB版）^{※2}及び確定申告書等作成コーナーでは、相続税の申告書を作成することはできません。

※1 e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます。

なお、e-Taxソフトは、確定申告書等作成コーナーのように、画面の案内に従って金額等を入力することにより税額等が自動計算されるものではなく、利用者自身が計算した金額等を直接入力するソフトです。

2 e-Taxソフト（WEB版）は、e-Taxソフトの基本的な機能をインターネットを経由してWebブラウザ上で使用できるように提供しているシステムです。

（参考）

e-Taxソフト及びe-Taxソフト（WEB版）は、民間の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.txt」のもの）を組み込み、署名・送信することができます。

問10ー2 e-Taxソフト等におけるIT部^{※1}に入力する納税者は、誰（相続人代表、申告書第1表の財産取得者の1人目など）を入力すればよいですか。

【答】

IT部については、特定の納税者を入力する仕様ではありません（税理士が財産取得者である場合を除きます。^{※2}）。そのため、税理士等が複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、IT部にはその財産取得者のうち、任意の1名を選択し、入力してください。

なお、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」の住所、氏名及び利用者識別番号の欄には、IT部に入力した財産取得者の情報が表示されます。

※1 IT部とは、e-Taxの各帳票で共通的に記入する納税者等に関する情報及び申告・申請に関する情報です。各帳票個別部分の該当する情報は、IT部に入力した情報を参照しています。

2 財産取得者である税理士が、他の財産取得者の申告もまとめて提出（送信）する場合は、IT部（財産取得者に関する項目）には他の財産取得者の情報を入力してください（IT部（財産取得者に関する項目）に税理士の情報を入力した場合、他の財産取得者の申告等データはエラーとなります。）。

《申告書の送信》（令和5年6月30日更新）

問11－1 書面における申告と同様に、相続税申告のe-Taxにおいても複数の財産取得者の申告をまとめて連署により行うことができますか。

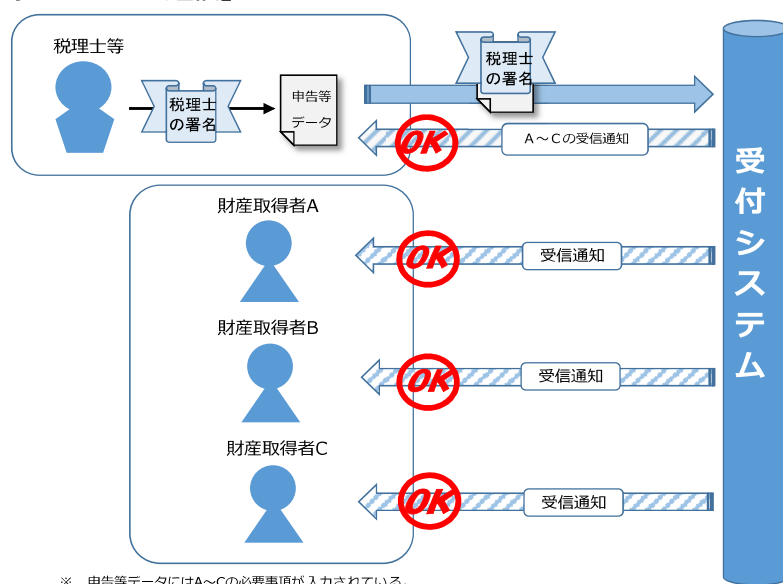
【答】

税理士等が代理送信を行う場合は、1回の送信につき最大9名分までの財産取得者の申告をまとめて行うことができます。

なお、財産取得者が9名を超える場合、9名までの財産取得者を送信後、2回目以降の送信で残りの財産取得者を入力することにより、申告書を提出（送信）することができます。

また、税理士等が①税理士情報を入力し、②税理士等の電子署名及び電子証明書を付して代理送信することで納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付を省略して申告書を提出（送信）することができます。

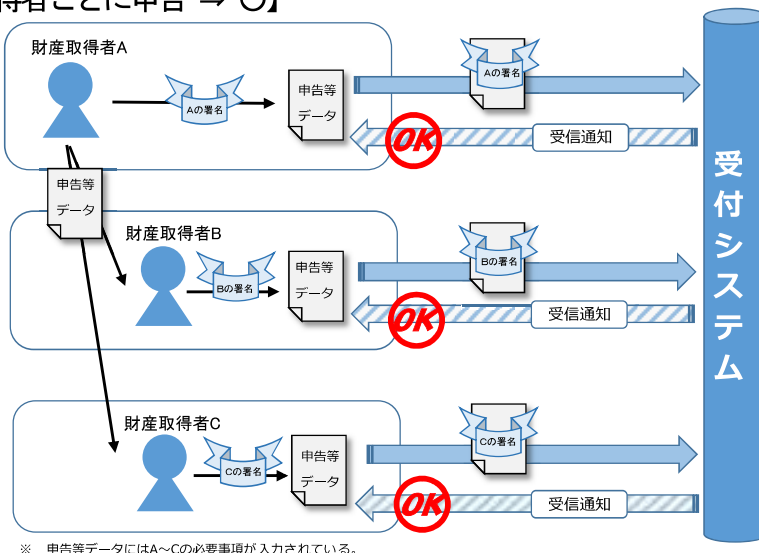
【税理士等による代理送信】



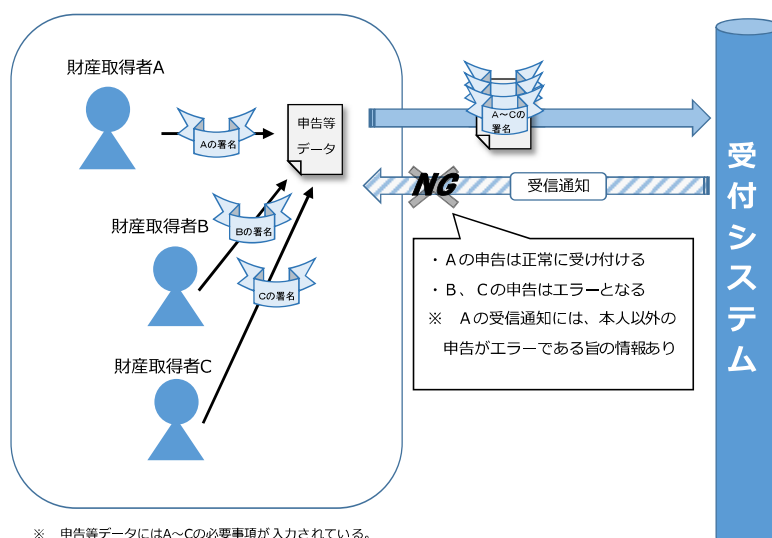
(参考)

納税者本人が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を提出（送信）します。

【財産取得者ごとに申告 ⇒ ○】



【他の財産取得者と共同して申告 ⇒ ×】



問11－2 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信する場合、その送信する申告等データに住所・氏名や金額等が入力されている全ての財産取得者が相続税の申告書を提出したことになりますか。

【答】

申告等データについては、住所・氏名や金額等の相続税の申告に必要な事項に加え、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある財産取得者のデータを有効なものとして受け付けることとなります（利用者識別番号の入力がない財産取得者については、メッセージボックスに受信通知が格納されません。）。

したがって、複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合であっても、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりません。

（注） 税務代理権限のない財産取得者に係る利用者識別番号については、入力しないよう御注意ください。

《受信通知》（令和5年6月30日更新）

問12 複数の財産取得者の申告をまとめて代理送信した場合、受信通知はどのようにメッセージボックスに格納されますか。

【答】

正常に申告等データを受信した場合は、税理士等及び全ての財産取得者（利用者識別番号の入力がある財産取得者に限ります。）のメッセージボックスに正常に受信した旨の受信通知が格納されますので、代理送信した全ての財産取得者の受信通知が届いていることを必ず確認してください。

税理士等のメッセージボックスには、申告等データを送信した財産取得者の人数分の受信通知（受付番号は全て同じです。）が格納されます（3名の財産取得者の申告等データを送信した場合は、3件の受信通知が格納されます。）。

また、正常に申告等データを受信できていない場合は、エラー内容を示した受信通知等（※）が税理士等のメッセージボックスにのみ1件格納されますので、エラー内容を確認の上、正しい申告等データを再度送信してください。

※ 当該受信通知に表示される利用者識別番号は、その申告等データのIT部（問10-2参照）に係る財産取得者の利用者識別番号であり、エラーの原因となっている利用者識別番号（財産取得者）を示すものではありません。

《イメージデータ送信の対象となる添付書類》（令和3年10月1日更新）

問13 相続税の申告書の添付書類をイメージデータにより提出（送信）することができますか。

【答】

戸籍の謄本などの法定添付書類のほか、提出をお願いしている書類についてもイメージデータにより提出（送信）することができます。

詳細については、e-Taxホームページを御確認ください。

（掲載場所）

ホーム ＞ 税理士及び税理士法人等の方 ＞ 添付書類のイメージデータによる提出について ＞ 対象となる添付書類 ＞ イメージデータにより提出可能な添付書類

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/imagedata/shinkoku08.pdf>

（注）1 添付書類の名称が相違している場合であっても類似するものであれば、イメージデータにより提出（送信）することができます。

2 イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いします。

《イメージデータの送信方式》

問14 添付書類のイメージデータ送信については、どのような送信方法がありますか。

【答】

申告等データの送信時に、当該データとイメージデータを同時に送信する方式（同時送信方式）と申告等データの送信後に受信通知から追加で送信する方式（追加送信方式）があります。

追加送信方式は、申告等データの受信通知の格納後1年間に限り、同一の受付番号に対して10回まで送信可能で、同時送信方式と併用することで合計11回送信することができます（※）。

※ 複数の財産取得者の申告等データを税理士等が代理送信した場合は、各財産取得者の受付番号が同一であるため、イメージデータを送信できる回数は、同時送信方式と追加送信方式の併用により合計11回となります。

なお、「添付書類送付書」の利用者識別番号及び氏名の欄には、選択した受信通知に係る財産取得者の利用者識別番号及び氏名が表示されます。

《イメージデータの送信可能なファイル数及びデータ容量》（令和5年6月30日更新）

問15 添付書類のイメージデータ送信について、送信可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

イメージデータによる送信が可能なファイル数及びデータ容量は以下のとおりです。

なお、イメージデータによる提出（送信）に当たっては、可能な限り、項目ごとに複数の添付書類をまとめてイメージデータ化していただきますようお願いいたします。

項 目	1 送信当たりの上限	追加送信方式を併用（最大11回）
ファイル数	136ファイル	最大1,496ファイル
データ容量	PDFファイル合計で14.0MB	PDFファイル合計で最大154.0MB

《光ディスク等による添付書類の提出》（令和5年6月30日更新）

問16ー1 添付書類を光ディスク等で提出することはできますか。

【答】

相続税申告書をe-Taxにより提出（送信）する場合、イメージデータにした添付書類については、光ディスク又は磁気ディスク（光ディスク等）にまとめて保存し、提出することができます。

なお、光ディスク等により添付書類を提出する際には、「受付番号等情報 CSV」の作成やラベル面への所定項目の記載などが必要になりますので、詳細について、e-Taxホームページを御確認ください。

おって、提出の際には、「相続税の申告書等送信票（兼送付書）」を出力の上、併せて提出いただきますようお願いします。

掲 載 情 報	掲 載 場 所
e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項	ホーム＞利用可能手続一覧＞相続税申告＞e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6/hikaridisc_souzoku.htm

問16ー2 光ディスク等に保存可能なファイル数とデータ容量について教えてください。

【答】

光ディスク等に保存可能なファイル数及びデータ容量は、1枚当たり1,000ファイルまで、1ファイル当たり50.0MBまでです。

《添付書類の提出省略》

問17 相続税の申告をe-Taxにより行う場合には、所得税の確定申告を行う場合の「生命保険料控除の証明書」や「寄附金控除の証明書」のように、添付書類について提出を省略できるものがありますか。

【答】

相続税の申告をe-Taxにより行う場合には、添付書類について提出を省略できるものはありません。

《マイナンバーの記載等》（令和3年10月1日更新）

問18 相続税の申告をe-Taxにより行う場合、書面による申告の場合と同様に、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）は必要ですか。

【答】

相続税の申告をe-Taxにより行う場合においても、マイナンバー（個人番号）の記載（入力）が必要になりますが、以下の表のとおりマイナンバー制度に係る添付書類を省略できるほか、財産取得者の利用者識別番号のみで申告できます（利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）も不要です。）。

本人確認書類等 提出方法	e-Tax	(参考) 書面提出
① 税務代理権限証書の添付	必要 (送信された税務代理権限証書データにより確認)	必要
② 税理士証票の写しの添付	必要なし (税理士の電子証明書により確認)	必要
③ 関与先の番号確認書類の添付	必要なし (税務署のシステムにより確認)	必要

※ 税理士等が代理で申告する場合は、税務署において、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認を行います。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 令和5年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、令和5年3月31日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 NISAに関する改正

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました。

- 「つみたてNISA（累積投資勘定）」の勘定設定期間等（改正前：平成30年1月1日から令和24年12月31日まで）の末日が令和5年12月31日とされました（措法37の14⑤一ロ、五イ）。
- 令和6年1月1日から開始される「新たなNISA（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定）」が改組され、①口座開設可能期間の恒久化、②年間投資上限額の拡充、③非課税保有期間の無期限化などを含む抜本的な見直しが行われました（措法9の8、37の14等）。

改正後における「現行のNISA（～令和5年）」と「新たなNISA（令和6年～）」の概要は、次のとおりとなります。

【現行のNISA（～令和5年）】

	つみたてNISA (累積投資勘定)	年分ごとに 選択適用	一般NISA (非課税管理勘定)
口座開設可能期間	平成30年～令和5年		平成26年～令和5年
年間投資上限額	40 万円		120 万円
非課税保有期間	最長 20 年間、配当等・譲渡益が非課税		最長 5 年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大800万円（40万円×20年間）		最大600万円（120万円×5年間）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。）		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

（注） 令和5年末までに非課税管理勘定に受け入れた上場株式等及び累積投資勘定に受け入れた累積投資上場株式等については、「新たなNISA（令和6年～）」の外枠で、引き続き非課税措置の対象となります。

【新たなNISA（令和6年～）】

	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	同時に設定	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
年間投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 （総枠）	1,800 万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
	1,200 万円（内数）		
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る。）		上場株式・公募株式投資信託等 （高レバレッジ投資信託などを除く。）
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



令和5年5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

2 「エンジェル税制」に関する改正等

(1) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」の改正

「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」の適用を受けた場合には、その適用を受けた年の翌年以後の各年分における控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額について、一定の調整計算（取得価額からこの特例の適用を受けた金額を控除）が必要とされています（措令 25 の 12⑦）。

今回の改正により、特例控除対象特定株式^(注1)の取得に要した金額の合計額についてこの特例の適用を受けた場合において、その適用を受けた金額として一定の金額（適用額）が 20 億円以下であるときは、その適用を受けた年の翌年以後の各年分における特例控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額について、上記の調整計算が不要^(注2)とされました（措令 25 の 12⑦⑧）。

(注) 1 「特例控除対象特定株式」とは、控除対象特定株式のうち租税特別措置法第 37 条の 13 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が 5 年未満の株式会社であることその他一定の要件を満たすものの特定株式に係るものをいいます（措令 25 の 12⑧）。

2 適用額が 20 億円を超える場合には、一定の調整計算（取得価額から、適用額から 20 億円を控除した残額を控除）が必要となります。

(2) 「特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」の創設

イ 令和 5 年 4 月 1 日以後に、その設立の日の属する年 12 月 31 日において特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が 1 年未満の株式会社であることその他一定の要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（設立特定株式）を払込みにより取得をした居住者等（その株式会社の発起人であることその他一定の要件を満たすものに限ります。）は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその設立特定株式（その年 12 月 31 日において有するものとして一定のものに限ります。以下このイにおいて「控除対象設立特定株式」といいます。）の取得に要した金額の合計額（その一般株式等に係る譲渡所得等の金額及びその上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度）を控除する特例が創設されました（措法 37 の 13 の 2①）。

なお、この特例の適用を受けた場合において、その適用を受けた金額（適用額）が 20 億円を超えるときは、その適用を受けた年の翌年以後の各年分における控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額について、一定の調整計算（取得価額から、適用額から 20 億円を控除した残額を控除）が必要^(注)となります（措令 25 の 12 の 2⑦）。

(注) 適用額が 20 億円以下である場合には、上記の調整計算は不要です。

ロ 「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」の適用対象となる株式の範囲に、上記イの居住者等が取得をした設立特定株式が加えられました（措法 37 の 13 の 3①④⑦）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、令和 5 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます。

上記(2)の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用されます。

3 株式等の譲渡に関するその他の改正

(1) 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予」及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予」について、次の措置が講じられました（所法 137 の 2⑪二、137 の 3⑬二、所令 266 の 2①、266 の 3①⑤、所規 52 の 2①⑦～⑨、52 の 3①⑦）。

イ いわゆる株券不発行会社に係る非上場株式（質権の設定がされていないことなど一定の要件を満たすものに限ります。）を担保として供する場合には、一定の書類を提出することにより、その株券を発行せずに担保として供することができることとされました^(注)。

(注) 改正前においては、いわゆる株券不発行会社に係る非上場株式を担保として供する場合には、その株券を供託するために、その株券を発行する必要がありました。

ロ 持株会社の社員の持分（質権の設定がされていないことなど一定の要件を満たすものに限ります。）について、一定の書類を提出することにより、担保として供することができることとされました。

《適用時期》

上記の改正は、令和 5 年 4 月 1 日以後に担保を供する場合について適用されます。

(2) 「株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」について、適用対象から株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社^(注)に該当する場合が除外されました（措法 37 の 13 の 4①）。

(注) 「一定の同族会社」とは、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同族会社となる同族会社をいいます。

《適用時期》

上記の改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付について適用されます。

3 株式等の譲渡に関するその他の改正（続き）

- (3) 「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）」について、適用対象となる新株予約権（特定新株予約権）に係る契約の要件のうちその新株予約権の行使は付与決議の日後 10 年を経過する日までの間に行うこととの要件を、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が 5 年未満であることその他一定の要件を満たす株式会社が新株予約権を付与する場合には、その新株予約権の行使は付与決議の日後 15 年を経過する日までの間に行うこととされました（措法 29 の 2 ①一、措規 11 の 3 ①）。

《適用時期》

上記の改正は、令和 5 年 4 月 1 日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用されます。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

1 居住用財産の譲渡所得の特別控除に関する改正

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和 9 年 12 月 31 日まで 4 年延長されました（措法 35 ③）。

- (1) 被相続人居住用家屋^(注1)の一定の譲渡又は被相続人居住用家屋とともにする被相続人居住用家屋の敷地等^(注1)の一定の譲渡をした場合に、その被相続人居住用家屋がその譲渡の時からその譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができることとされました（措法 35 ③）。

イ 耐震基準に適合することとなった場合^(注2)

ロ その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合

(注) 1 被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限りします。

2 確定申告書の添付書類として提出する耐震基準に適合する旨の証明書は、被相続人居住用家屋を耐震基準に適合させるための工事（その被相続人居住用家屋の譲渡の日から同日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に完了したものに限りします。）の完了の日から確定申告書の提出の日までの間に耐震基準に適合する旨の証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。

- (2) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が 3 人以上である場合は、特別控除額が 2,000 万円とされました（措法 35 ④）。

《適用時期》

上記の改正は、令和 6 年 1 月 1 日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用されます。

2 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正

「特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和 8 年 12 月 31 日まで（国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え（措法 37 ①表三）については令和 8 年 3 月 31 日まで）3 年延長されました（措法 37 ①③④）。

- (1) 既成市街地等の内から外への買換えについて、適用対象から除外されました（旧措法 37 ①表一）。
- (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和 2 年 4 月 1 日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産が除外されました（措法 37 ①表一）。
- (3) 国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えについて、主たる事務所の所在地^(注)の移転を伴う一定の買換えの場合の課税の繰延割合が次のとおり見直されました（措法 37 ①表三、⑩）。

イ 東京都特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えについて、課税の繰延割合が 90%（改正前：80%）に引き上げられました（措法 37 ⑩一）。

ロ 地域再生法の集中地域以外の地域から東京都特別区の区域への主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えについて、課税の繰延割合が 60%（改正前：70%）に引き下げられました（措法 37 ⑩三）。

(注) 主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えは、譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得がその個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにその敷地の用に供される土地等の譲渡及び取得に該当するかどうかにより判定します。

2 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に関する改正（続き）

- (4) 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、平成23年1月1日以後に建造された建設業その他の一定の事業の用に供される船舶が譲渡資産から除外された（措法37①表四）ほか、譲渡資産に係る船齢要件の見直し等が行われました（措令25⑫⑬等）。
- (5) この特例の適用を受ける場合（資産の譲渡をした日の属する年中に資産の取得をする場合に限ります。）の要件に、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その取得の日）を含む三月期間^{（注）}の末日の翌日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長にこの特例の適用を受ける旨等の届出をすることが加えられました（措法37①、措令25③）。
- （注） 三月期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいいます。

《適用時期》

上記(1)から(4)までの改正は、令和5年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合における当該譲渡について適用されます。

また、上記(5)の改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合における当該譲渡について適用されます。

3 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和7年12月31日まで3年延長されました（措法31の2①③）。
- イ 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡が除外されました（旧措法31の2②十二）。
- ロ 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定されました（措法31の2②十三、措令20の2⑤）。
- ① 市街化区域
 - ② 市街化調整区域
 - ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

《適用時期》

上記の改正は、令和5年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。

- (2) 「既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例」について、買換資産である中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲から、上記(1)イの特定の民間再開発事業が除外されました（措法37の5、旧措令25の4④二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和5年4月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用されます。

- (3) 「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」について、次の措置が講じられた上、その適用期限が令和7年12月31日まで3年延長されました（措法35の3①）。
- イ 次に掲げる区域内に所在する低未利用土地等の譲渡については、その譲渡の対価の額の要件が800万円以下に引き上げられました（措法35の3②二）。
- ① 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域
 - ② 所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域
- ロ 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングが除外されました。

《適用時期》

上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡について適用されます。

- このパンフレットは、令和5年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議について

1 概要

相続税等（相続税・贈与税）における財産の価額は、相続税法第22条の規定により、「財産の取得の時ににおける時価による」こととされており、これを受け、国税庁では財産評価基本通達に各種財産の具体的な評価方法を定めています。

財産評価基本通達に定める評価方法については、相続税法の時価主義の下、より適正なものとなるよう見直しを行っているところですが、こうした中で、マンションの「相続税評価額」については、「時価（市場売買価格）」との大きな乖離が生じているケースも確認されています。

また、令和5年度与党税制改正大綱（令和4年12月16日決定）に、「相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。」旨が記載されました。

そこで、マンションの相続税評価について、市場価格との乖離の実態を踏まえた上で適正化を検討するため、本年1月に有識者会議を設置したところですが、この度、第3回有識者会議を開催し、見直し案の要旨について有識者からご意見を頂きました。

今後、これを踏まえ、国税庁において通達案を作成し、意見公募手続を行う予定です。

2 開催日

令和5年6月22日（木）

3 委員名簿

別添1のとおり

4 資料

別添2のとおり

5 議事要旨

別添3のとおり

委 員 名 簿

令和 5 年 5 月 12 日 現在

氏 名	現 職
うすぎ しんいちろう 宇杉 真一郎	一般社団法人不動産協会 税制委員会 委員長
しぶや まきひろ 澁谷 雅弘	中央大学法学部教授
すぎうら あやこ 杉浦 綾子	不動産鑑定士
とぼり たもつ 戸張 有	一般財団法人日本不動産研究所 公共部長
ひらい たかあき 平井 貴昭	日本税理士会連合会 常務理事・調査研究部長
まえかわ しゅんいち 前川 俊一	明海大学名誉教授
よしだ やすし 吉田 靖	東京経済大学経営学部教授

(敬称略・五十音順)

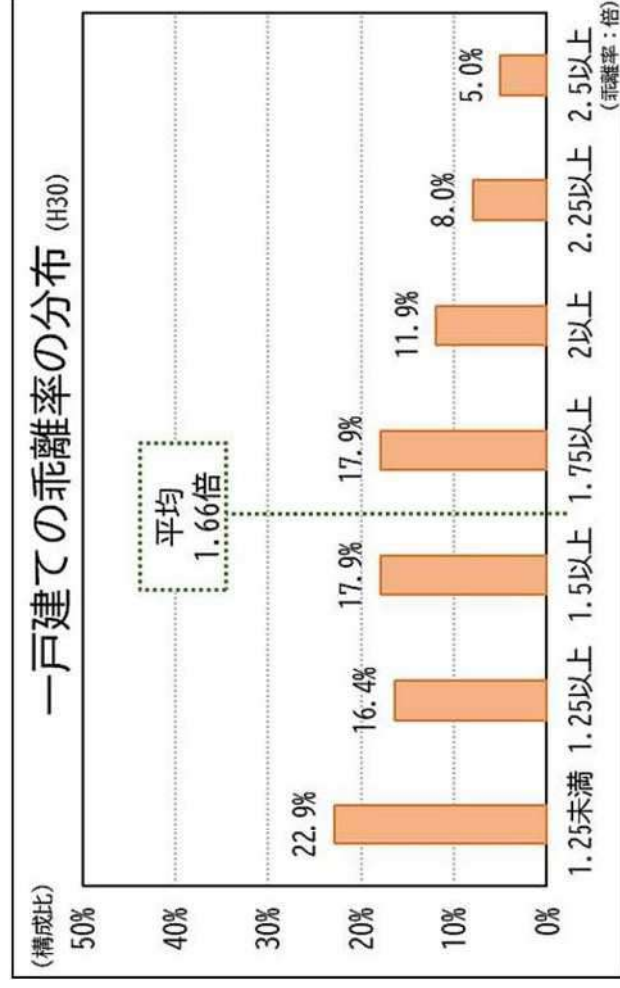
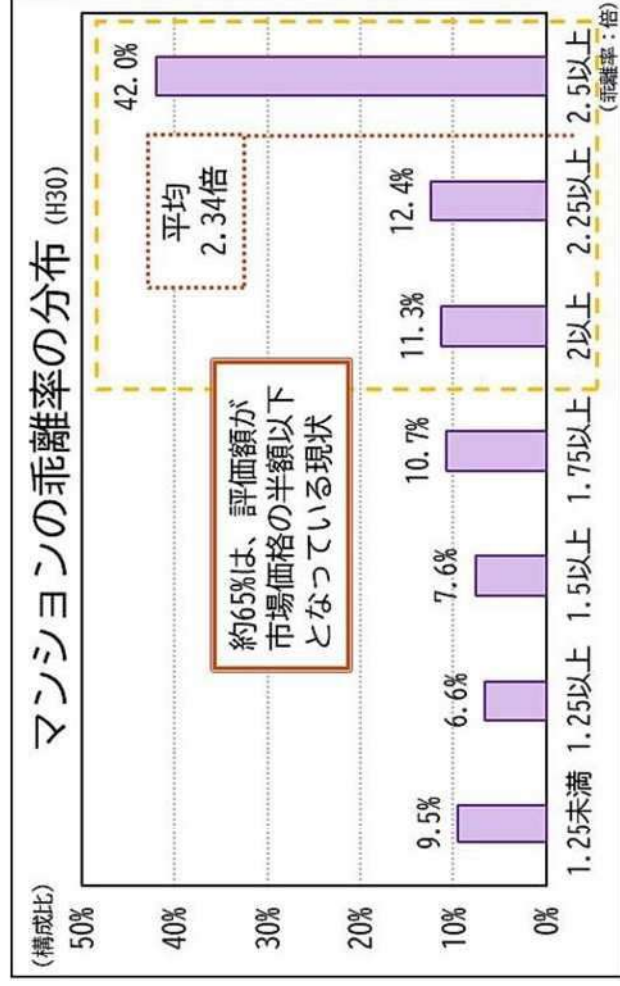
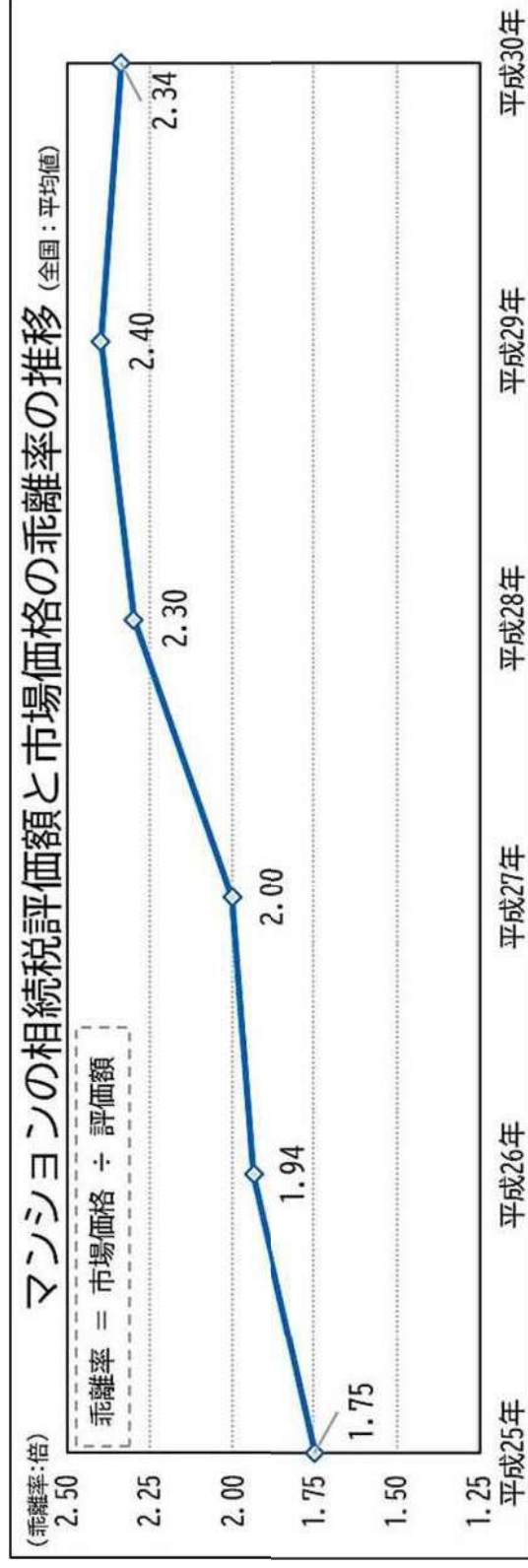
[オブザーバー]

総務省 自治税務局
財務省 主税局
国土交通省 住宅局、不動産・建設経済局

料

資

相 続 税 評 価 額 と 市 場 価 格 の 乖 離 の 実 態



(注) 計数はいずれも国税庁において実施したサンプル調査 (平成25年～30年中に行われた取引について、不動産移転登記情報と所得税の確定申告データを突合) による。

マンションの相続税評価の方法と乖離の要因分析

○ 現行のマンションの評価方法

相続等で取得した財産の時価（マンション（一室）の評価額）は、不動産鑑定価格や売却価格が通常不明であることから、次の①と②の合計額としている（通達）。

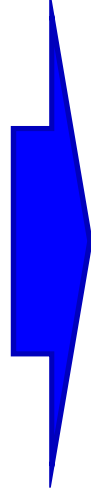
$$\textcircled{1} \quad \text{建物（区分所有建物）の評価額} \\ = \text{建物の固定資産税評価額} \times 1.0$$



$$\textcircled{2} \quad \text{敷地（敷地利用権）の評価額} \\ = \text{敷地全体の面積} \times \text{共有持分} \times \text{平米単価（路線価等）}$$

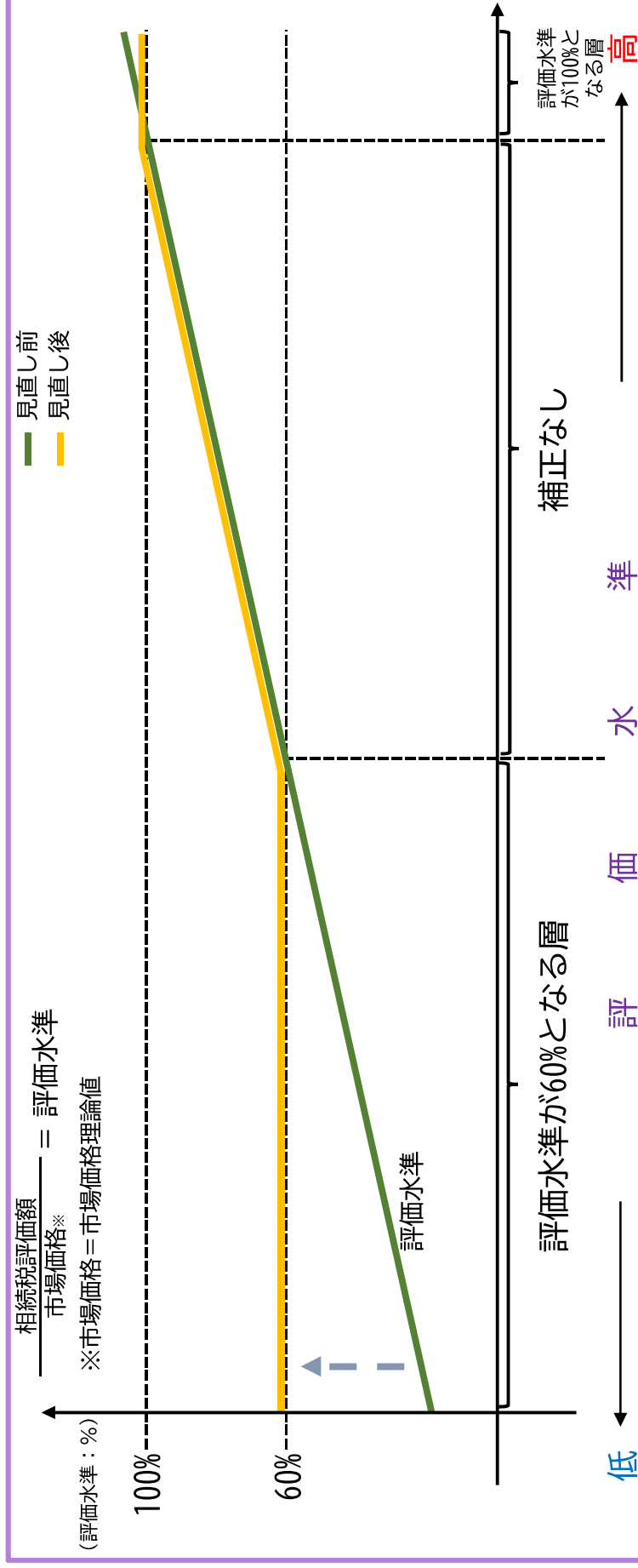
○ 評価額が市場価格と乖離する主な要因

- 建物の評価額は、再建築価格をベースに算定されている。他方、市場価格はそれに加えて建物の総階数、マンション一室の所在階も考慮されているほか、評価額への築年数の反映が不十分だと、評価額が市場価格に比べて低くなるケースがある（建物の効用の反映が不十分）。
- マンション一室を所有するための敷地利用権は、共有持分で按分した面積に平米単価を乗じて評価されるが、この面積は一般的に高層マンションほどより細分化され狭小となるため、このように敷地持分が狭小なケースは立地条件の良好な場所でも、評価額が市場価格に比べて低くなる（立地条件の反映が不十分）。



相続税評価額が市場価格と乖離する要因となっている築年数、総階数（総階数指数）、所在階、敷地持分狭小度の4つの指数に基づいて、評価額を補正する方向で通達の整備を行う。
具体的には、これら4指数に基づき統計的手法により乖離率を予測し、その結果、評価額が市場価格理論値の60%（一戸建ての評価の現状を踏まえたもの）に達しない場合は60%に達するまで評価額を補正する。

評価方法の見直しのイメージ



概要

- ① 一戸建ての物件とのバランスも考慮して、相続税評価額が市場価格理論値の60%未満となっているもの（乖離率1.67倍を超えるもの）について、市場価格理論値の60%（乖離率1.67倍）になるよう評価額を補正する。
- ② 評価水準60%～100%は補正しない（現行の相続税評価額×1.0）
- ③ 評価水準100%超のものは100%となるよう評価額を減額する。

(注1) 令和6年1月1日以後の相続等又は贈与により取得した財産に適用する。

(注2) 上記の評価方法の適用後も、最低評価水準と重回帰式については、固定資産税の評価の見直し時期に併せて、当該時期の直前における一戸建て及びマンション一室の取引事例の取引価格に基づいて見直すものとする。
また当該時期以外の時期においても、マンションに係る不動産価格指数等に照らし見直しの要否を検討するものとする。

相続税評価の見直し案（要旨）

1. 区分所有に係る財産の各部分（建物部分及び敷地利用権部分。ただし、構造上、居住の用途に供することができるものに限る。以下「マンション室」という。）の価額は、次の算式により計算した価額によって評価することとする。

$$\boxed{\text{現行の相続税評価額} \times \text{当該マンション室の評価乖離率}} \times \text{最低評価水準} 0.6 \text{ (定数)}$$

（＝重回帰式による理論的な市場価格）

- (注1) 「マンション室」には、総階数2階以下の物件に係る各部分及び区分所有されている居住用部分が3以下であって、かつ、その全てが親族の居住用である物件（いわゆる二世帯住宅等）に係る各部分は含まない。
- (注2) 評価乖離率が0.6分の1以下（約1.67以下）となるマンション室は現行の相続税評価額×1.0とする。
- (注3) 評価乖離率が1.0未満となるマンション室の評価額は次による。
- 現行の相続税評価額×当該マンション室の評価乖離率
- (注4) 不動産鑑定評価書等に照らし評価額が通常の取引価額を上回ると認められる場合には、当該価額により評価する。
- (注5) 令和6年1月1日以後の相続等又は贈与により取得した財産に適用する。

2. 上記の「評価乖離率」は、「①×△0.033+②×0.239+③×0.018+④×△1.195+3.220」により計算したものとす。

①：当該マンション室に係る建物の築年数

②：当該マンション室に係る建物の「総階数指数」として、「総階数÷33（1.0を超える場合は1.0）」

③：当該マンション室の所在階

④：当該マンション室の「敷地持分狭小度」として、「当該マンション室に係る敷地利用権の面積÷当該マンション室に係る専有面積」により計算した値

【参考】上記の算式は、次の（1）の目的変数と（2）の説明変数に基づく重回帰式である。

（1）目的変数 平成30年分のマンション室の取引事例における取引価格÷当該マンション室の相続税評価額

（2）説明変数 2. に掲げる算式における①、②、③、④

3. 上記の評価方法の適用後も、最低評価水準と重回帰式については、固定資産税の評価の見直し時期に併せて、当該時期の直前における一戸建て及びマンション室の取引事例の取引価格に基づいて見直すものとする。

また、当該時期以外の時期においても、マンションに係る不動産価格指数等に照らし見直しの要否を検討するものとする。加えて、マンション市場価格の大幅な下落その他見直し後の評価方法に反映されない事情が存することにより、当該評価方法に従って評価することが適当でないことを認められる場合は、個別に課税時期における時価を鑑定評価その他合理的な方法により算定する旨を明確化する（他の財産の評価における財産評価基本通達6項に基づくこれまでの実務上の取扱いを適用。）

第3回 マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議 議事要旨

日時：令和5年6月22日（木）11:00～12:00

場所：WEB開催

事務局から、配付資料に基づき説明を行い、その後、要旨以下のとおりご意見を頂いた。

- 「時価」とは「客観的な交換価値」をいうものと解されている以上、財産の評価方法は互いに独立した当事者間で自由な取引が行われる市場で通常成立すると認められる売買実例価額によることが最も適当といえる。

分譲マンションは流通性・市場性が高く、類似する物件の売買実例価額を多数把握することが可能であり、かつ価格形成要因が比較的に明確であることからすれば、それら要因を指数化して売買実例価額に基づき統計的に予測した市場価格を考慮して評価額を補正する方式が妥当といえる。

- マンションの価格形成要因として重要なものの一つに、ロケーション（立地条件）がある。敷地利用権（規模）が狭小だと、ロケーションが考慮されている路線価が相続税評価額に反映されにくくなる点に着目して、その狭小度を指数化した上で統計的手法により補正する方式は、ロケーションを評価額に反映させる方法として合理的といえる。

- 敷地利用権の評価に用いる路線価等は売買実例価額に基づいて評定されてはいるものの、標準的な使用における更地の価格であり、高度利用されている高層マンションの敷地価格水準から乖離する場合があるため、分譲マンションの売買実例価額に基づいた補正は建物部分だけでなく、敷地部分についても行う必要がある。

- 評価額を補正する場合にも、理論的には土地と建物を分けてそれぞれについて補正する方法と、まとめて一体として補正する方法とがあり得るが、分譲マンションについては土地と建物の価格は一体で値決めされて取り引きされており、それぞれの売買実例価額を正確に把握することは困難であることや、重回帰式により算出される乖離率を土地と建物と

に合理的に按分することも困難であることを考慮すると、土地と建物の双方を一体として捉えて補正することが合理的ではないか。

○ 評価額と市場価格の乖離の要因としては4指数（築年数、総階数、所在階及び敷地持分狭小度）の他にもあり得るかもしれないが、申告納税制度の下で納税者の負担を考慮すると、納税者自身で容易に把握できる情報を使用する指数である必要がある。この点、これら4指数は定量的に捉えることができ、納税者自身が容易に把握可能なものであることに加え、特に影響度が大きい要因でもあることから、これら4指数により乖離を補正することが妥当ではないか。

○ 納税者の申告上の利便性を考えると、国税庁ホームページ等において、4指数の基となる計数を入力すると補正率や評価額が自動計算されるツールが提供されるとよいのではないか。

○ 分譲マンションの流通性・市場性の高さに鑑み、その価格形成要因に着目して、売買実例価額に基づく評価額の補正の仕組みを導入するのであれば、その対象となる不動産は流通性や価格形成要因の点で分譲マンションに類似するものに限定すべき。その点、二世帯住宅や低層の集合住宅、事業用のテナント物件などは市場も異なり売買実例に乏しいことからすれば、対象外とすることが妥当ではないか。

他方で、一棟全体について全戸を区分所有しているようなケースでは、一戸一戸を切り売りすることができる点で一戸単位で取引される分譲マンションと同様の高い流通性が認められるので、見直しの対象とすべきではないか。

○ 一戸建てにおける乖離も考慮して、市場価格の60%を最低評価水準とすることは、分譲マンションと一戸建てとの選択におけるバイアスを排除しつつ、評価額の急激な引上げを回避する観点を考慮したものといえるのではないか。

○ コロナ禍等より前の時期として平成30年分の売買実例価額を用いることは、足元のマンション市場は、建築資材価格の高騰等による影響を排除しきれない現状にあることにも鑑みたまものといえるのではないか。

- 今後のマンション市況の変化には適切に対応していく必要があるので、新しい評価方法が適用された後においても、重回帰式の数値等については定期的に実態調査を行い、適切に見直しを行うべきではないか。

(以上)